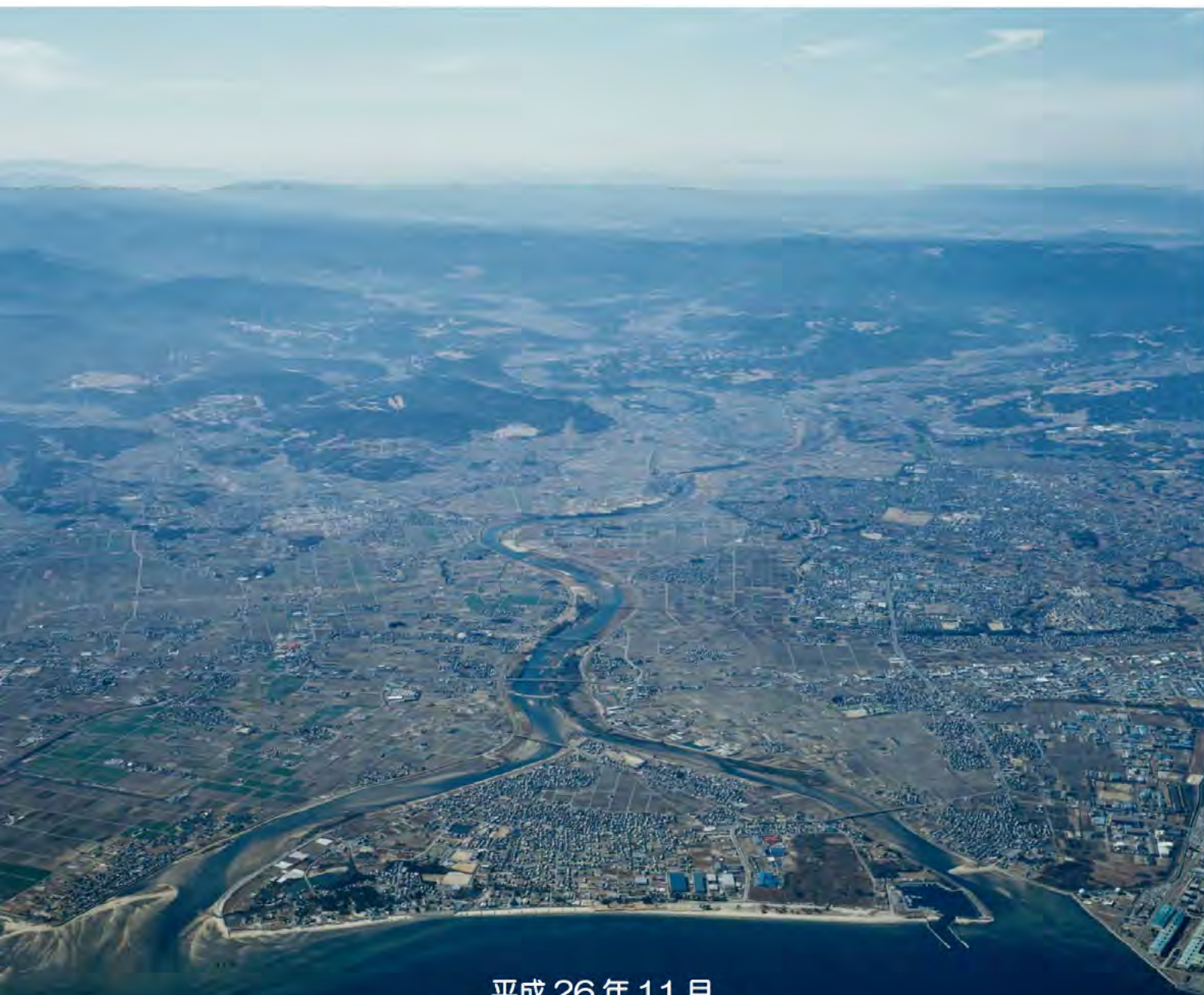


雲出川水系河川整備計画

概要版

雲出川における今後 30 年間に行う河川整備の内容



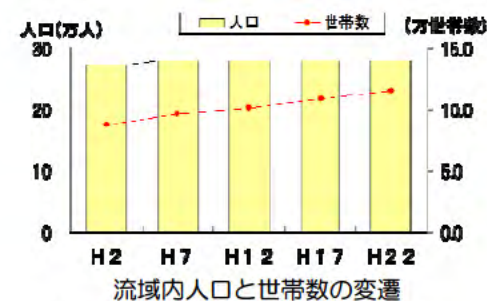
平成 26 年 11 月
国土交通省中部地方整備局
三重河川国道事務所

流域の概要

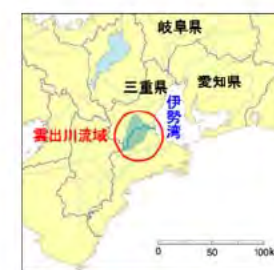
- 雲出川は三重県中部に位置し、その源を三重県津市と奈良県宇陀郡御杖村の県境に位置する三峰山（標高 1,235m）に発し、八手俣川等の支川を合せながら東流し、伊勢平野に出て波瀬川、中村川等を合せて、その後、雲出古川を分派して、伊勢湾に注ぐ。幹川流路延長 55km、流域面積 550km²の一級河川です。
- 流域は、三重県津市、松阪市及び奈良県宇陀郡御杖村の 2 市 1 村にまたがり、伊勢自動車道、国道 23 号、近鉄大阪線、近鉄名古屋線、JR 名松線など、この地方の根幹をなす交通網があります。また、津市久居地区や津市臨海部に工業団地が造成されるなど、雲出川流域は、この地域における社会・経済・文化の基盤を成しています。

流域の現状

- 人口は、下流域で増加傾向にある。また、伊勢自動車道、国道 23 号、近鉄大阪線、近鉄名古屋線、JR 名松線など、この地方の根幹をなす交通網があります。
- 津市臨海部には工業団地が立地するとともに、三重県の進めるクリスタルバレー構想に伴い、津市久居地区の「ニューファクトリーひさい工業団地」への企業誘致を進めるなど、今後も発展が期待される地域であります。



※津市（旧久居市、旧香良洲町、旧一志町、旧美里村、旧白山町、旧美杉村含む）
※松阪市（旧嬉野町、旧三雲町含む） ※H22 時点



項目	数値
流域面積	550 km ²
幹川流路延長	55 km
流域内人口	約 9 万人
想定氾濫区域面積	約 65 km ²
想定氾濫区域内人口	約 5 万人
想定氾濫区域内資産額	約 8,900 億円
主な市町村	津市、松阪市

※流域内人口：H17 時点 想定氾濫：H21 時点



主要洪水一覧

発生年月	原因	流量※1 (雲出橋地点)	被害状況※2
昭和34年9月	伊勢湾台風	約4,400m ³ /s	浸水面積2,531ha、被災家屋3,053棟
昭和46年9月	台風29号	約2,900m ³ /s	浸水面積1,121ha、被災家屋2,760棟
昭和49年7月	低気圧	約3,900m ³ /s	浸水面積2,589ha、被災家屋 617棟
昭和57年8月	台風10号	約5,400m ³ /s	浸水面積 977ha、被災家屋1,426棟
平成5年9月	台風14号	約3,600m ³ /s	浸水面積 272ha、被災家屋 242棟
平成16年9月	台風21号	約4,800m ³ /s	浸水面積 786ha、被災家屋 120棟
平成21年10月	台風18号	約3,900m ³ /s	浸水面積 449ha

※流量：ダム・氾濫戻しの流量（計算）



昭和 57 年 8 月洪水
橋梁流出(雲出川 4.0k 付近:旧雲出橋)



平成 16 年 9 月洪水
堤内地浸水(雲出川右岸 7.6k 付近)

河川整備計画について

河川整備計画には、以下の事項が定められます。

●河川整備計画の目標に関する事項

河川整備計画の対象区間、対象期間及び目標を定めます。

◆対象区間

大臣管理区間並びに本計画の目標達成に必要な施策を講じる必要がある流域とします。

◆対象期間

整備目標に対して河川整備の効果を発揮させるために必要な期間として概ね30年間とします。

◆目標

- 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標（治水）
- 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標（利水）
- 河川環境の整備と保全に関する目標（環境）



●河川の整備の実施に関する事項

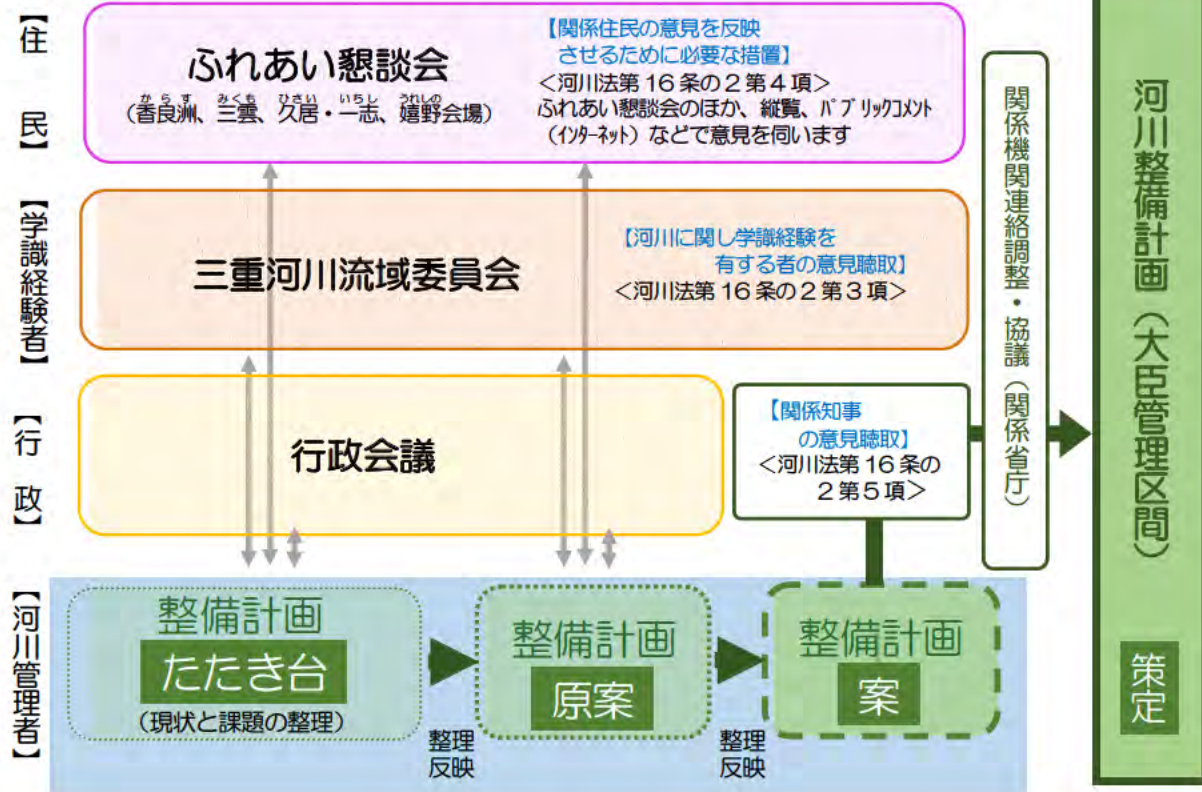
対象期間中の河川工事並びに河川の維持について内容を定めます。

- 河川工事の目的、種類、施行の場所
- 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- 河川の維持の目的、種類、施行の場所

河川整備計画策定の進め方

雲出川の河川整備計画（大臣管理区間）策定の進め方【概念的フロー図】

河川管理者（三重河川国道事務所）は、整備計画を策定するまでに、各段階で住民・学識経験者に必要な情報提供、意見聴取を図ります。また、関係行政機関との情報共有を図ります。



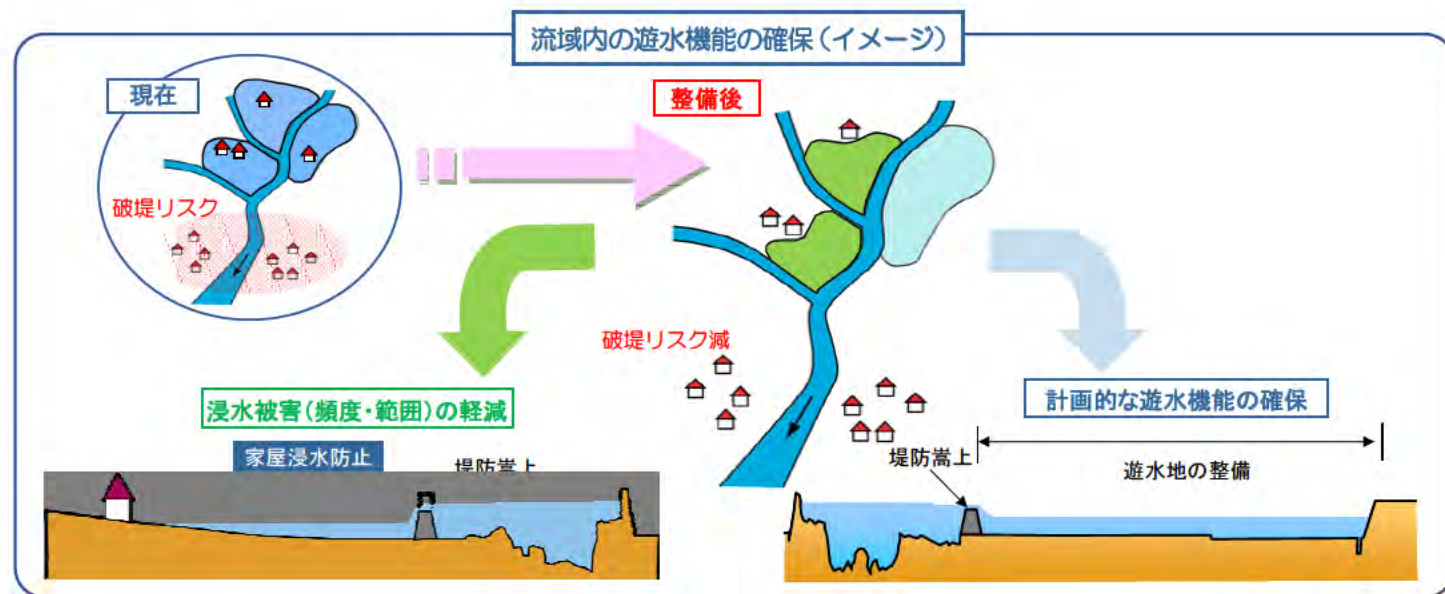
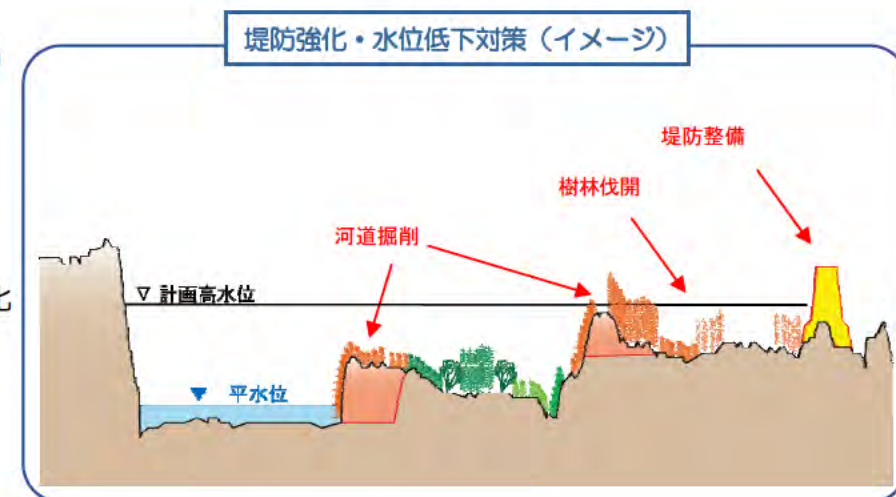
治水 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

目標

- 過去に大きな被害をもたらした、戦後最大の洪水（昭和57年8月洪水）と同規模の洪水が発生した場合にも、家屋浸水被害の防止を図ります。
- 満潮時に伊勢湾台風が再来しても、高潮による災害の発生防止を図ります。
- 整備計画規模を上回る洪水が発生した場合や、整備途中で施設能力以上の洪水・高潮が発生した場合、また、大規模地震の直後に津波・洪水・高潮に見舞われた場合に、その被害を軽減できるように、危機管理対策を実施します。

実施内容

1. 流域内の遊水機能の確保（無堤部対策）
2. 内水対策
3. 水位低下対策
 - 河道掘削・樹木伐開
 - 横断工作物の改築・補強等
4. 堤防強化
 - 洪水の通常的作用に対する安全性の強化
 - 高潮に対する安全性の強化
 - 地震対策の実施
5. 危機管理対策
 - 防災関連施設等の整備
 - 情報伝達体制の充実



利水 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

目標

- 水利用実態を考慮し、景観や動植物の生息・生育・繁殖環境等の保全に努め、水利権の適正な見直し等により、河川水の適正な利用を図るとともに、取水施設の統合を含めた水利用の合理化を推進し、既存施設の有効活用を検討を進めます。これにより、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の一部を回復するように努めます。

実施内容

1. 河川水の適正な利用
 - 適正な水利権許認可
 2. 流水の正常な機能の維持
 - 既存施設の有効活用の検討
 - 水利用の合理化の推進
 3. 渇水時における対策の推進
 - 渇水時の情報提供・情報伝達体制の強化
- 「雲出川渇水調整協議会」における渇水対策

環境 河川環境の整備と保全

目標

- 流域の人々と雲出川との関わりを考慮しつつ、雲出川の流れが生み出した良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努めます。
- 地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進します。

実施内容

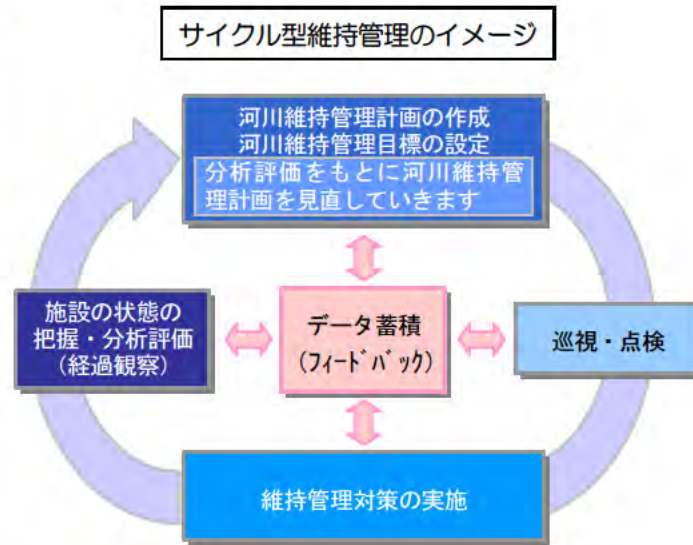
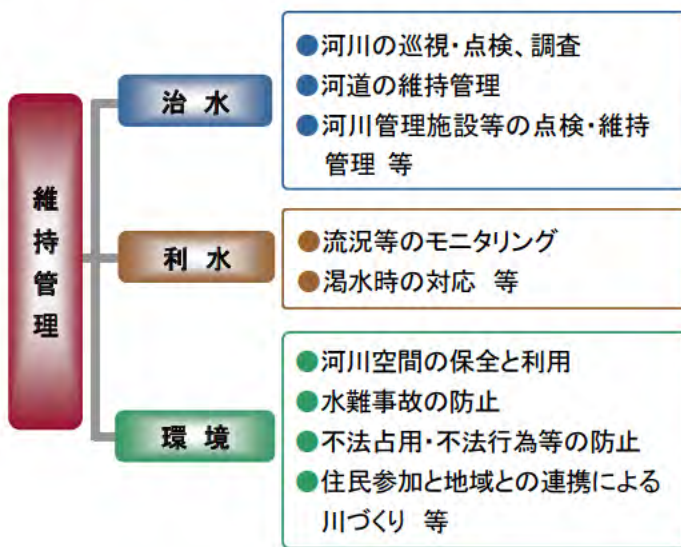
1. 動植物の生息・生育・繁殖地の保全・再生
 - 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全
 - 干潟・塩性湿地・アユ等の産卵場となる瀬淵の保全
2. 人と川とのふれあいの推進
 - 河川利用の推進
 - 景観の保全
 - 水質の維持
3. 河川の特性を踏まえた環境の保全
 - ゾーニングによる環境の保全
 - 河川利用のルールとマナー教育
 - 地域住民やNPO等との連携を推進



維持管理

考え方

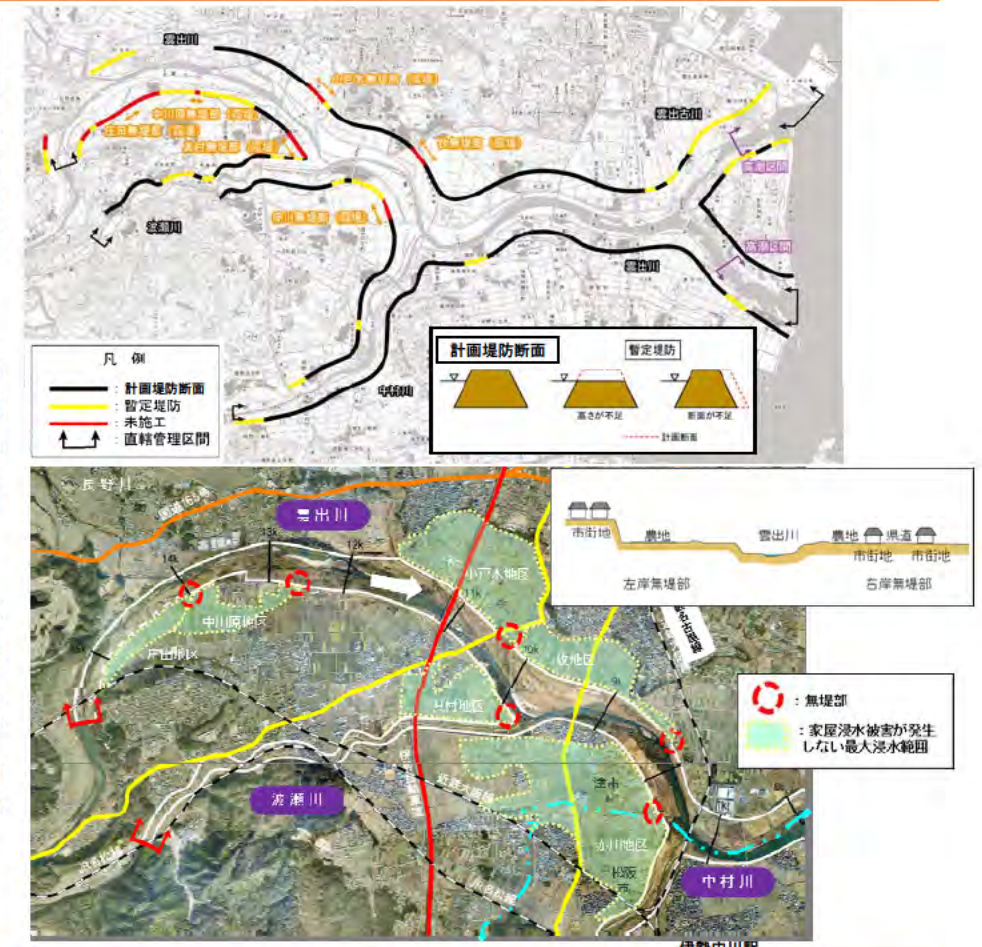
維持管理については、雲出川の河川特性を踏まえた河川維持管理計画を作成し、河川の状況を監視・点検によって分析評価することで、適切な維持管理に努めます。



雲出川水系河川整備計画

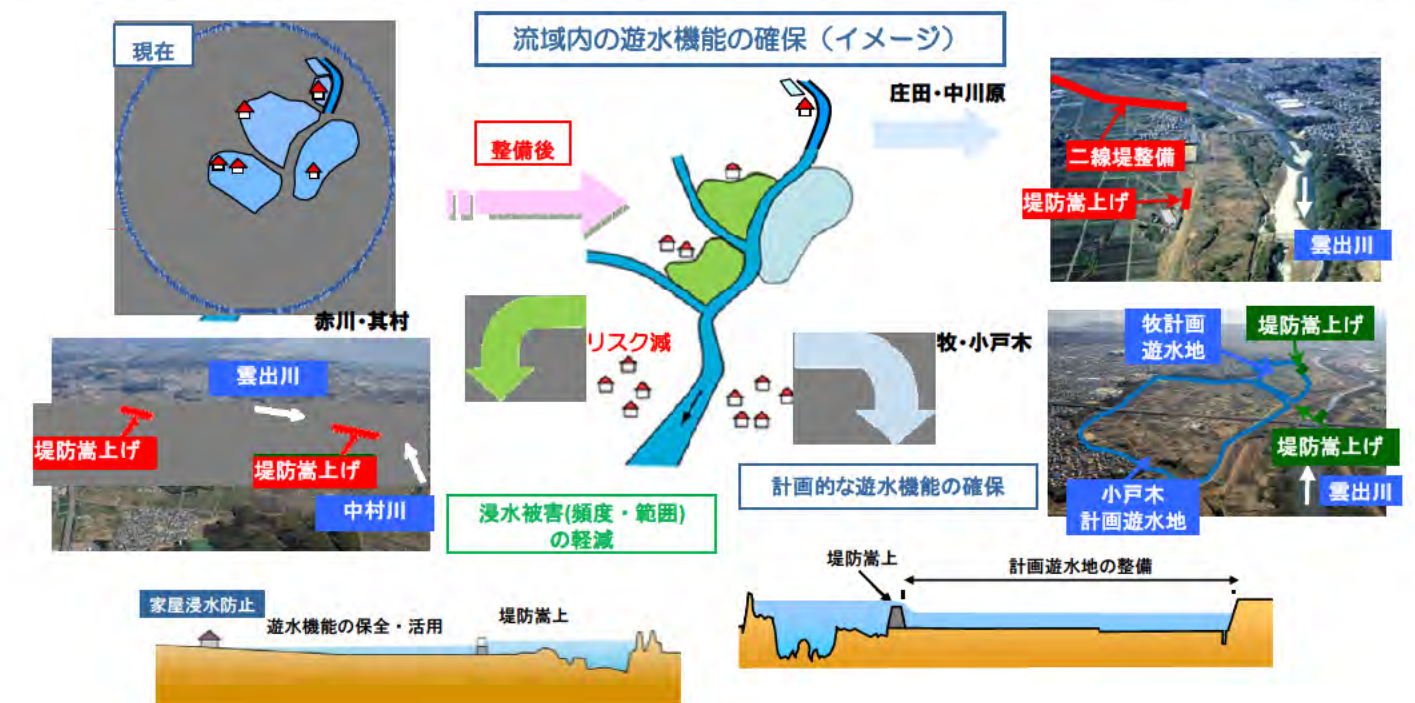
河川改修事業の状況と課題

- 雲出川の堤防整備率は、計画堤防断面が55%程度です。また、堤防の浸透に対する安全性を確保するために対策が必要な区間は44%となっているほか、高潮堤防の一部において堤防断面が不足しています。
- 雲出川は、かつて11箇所の無堤部(霞堤)が存在していましたが、下流河道の整備状況に応じて順次築堤等の対策が講じられ、現在では6箇所の無堤部(霞堤)が存在しています。
- 近年の家屋浸水被害の多くが無堤部からの氾濫に起因しており、その整備が急務となっています。一方で、無堤部は洪水に対する遊水機能を有しており、家屋浸水被害の解消と遊水機能の確保の両面に対応した合理的な整備が必要です。



河川の整備の実施に関する事項

- 無堤部対策(流域内の遊水機能の保全)：牧、小戸木無堤部では、遊水地整備を行い洪水を計画的に貯留します。また、赤川、其村無堤部では、堤防の嵩上げを行い、浸水頻度と浸水深を軽減し家屋浸水被害を防止します。これら遊水機能の確保により下流への流量を低減させ、破堤リスクを軽減させます。
- 庄田無堤部では、背後の二線堤を整備するとともに、中川原無堤部は締め切りを行い、家屋浸水被害を防止します。



河川の整備の実施に関する事項

- 堤防強化対策：堤防の高さや断面が不足する箇所では、堤防の整備を行います。また、浸透による破堤が懸念される箇所は、被害ポテンシャル等を検討しながら対策を実施するとともに、河岸侵食や局所洗掘が生じている水衝部等では、必要な高水敷を確保し護岸整備や根固による補強を行います。加えて、伊勢湾台風規模の高潮や大規模な地震を想定した地震対策も実施します。
- 水位低下対策：河道掘削や樹木伐開を行い、必要な河川の断面を確保するとともに、洪水流下の支障となっている橋梁等の横断工作物については、施設管理者と調整し改築等を行います。
- 危機管理対策：災害時や復旧時の活動拠点となる既存の河川防災ステーション等の効率的な利用計画の策定や地方自治体などと連携したわかりやすい情報伝達体制の充実等を図ります。

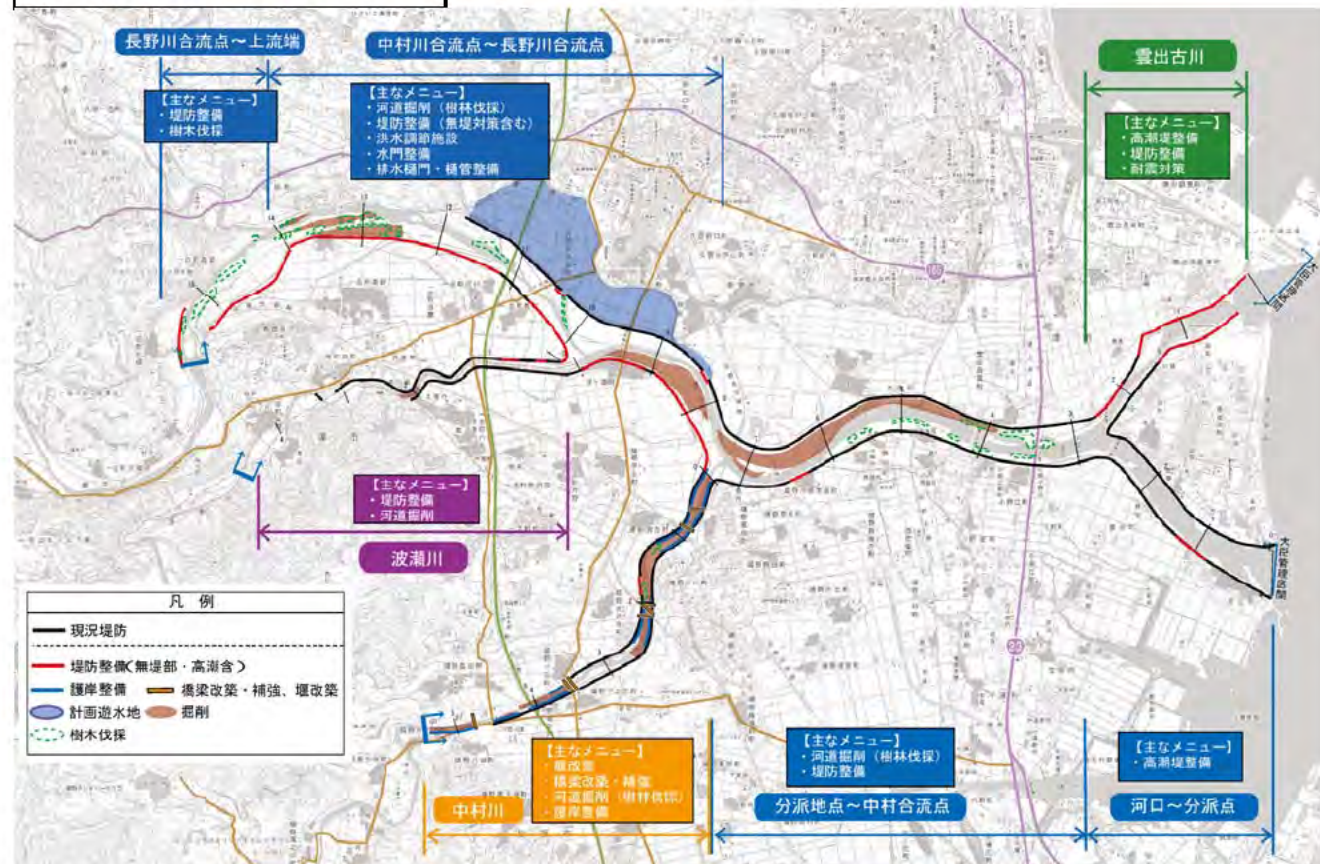


国土交通省中部地方整備局

三重河川国道事務所



河川整備計画に基づく整備位置図



河川整備についてのご意見・お問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所調査第一課
 〒514-8502 津市広明町 297 ■ 電話番号 059-229-2216 ■ FAX 059-229-2257
 E-mail : miechou1@cbr.mlit.go.jp ■ 三重河川国道事務所HP <http://www.cbr.mlit.go.jp/mie/index.html>